

平成29年度 第11回今帰仁村農業委員会総会

招集年月日	平成30年 2月26日 (月)			
開催場所	役場第2会議室			
開催日時	平成30年 2月26日 午後 13時 40分 開会			
	平成30年 2月26日 午後 16時 58分 閉会			
出席委員	1番	大竹 恭弘	5番	神谷 正
	2番	謝花 喜美	7番	米須 清和
	3番	大城 司	8番	與那嶺 清
欠席委員番号	4番	鈴木 江美子	6番	比嘉 盛和
議事録署名委員	2番	謝花 喜美	8番	與那嶺 清

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議長 (開会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成29年度 第11回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>4番 鈴木 江美子 (すずき えみこ) 委員、6番 比嘉 盛和 (ひが もりかず) 委員から欠席の届出がありましたが、委員は6名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名し</p>

	たいと思いますが異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には桑江 恵理子 (くわえ えりこ) さん、議事録署名委員には、2番 謝花 喜美 (じゃはな よしみ) 委員、8番 與那嶺 清 (よなみね きよし) 委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 農業者年金のチラシについて
議 長 (日程第4)	では、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第67号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第68号 非農地証明願いについて 議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第70号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。 本日提案された議案第66号から第71号までですが
	※議案番号の間違いではないかと指摘あり。(議案第70号までではないかということ) しかし、委員へ配布している資料が間違っていたことを説明し、議長の議案宣告が正しい番号であることを説明。

議 長	<p>じゃあ、66号から71号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが8件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。</p>
	<p>休憩（現地調査） 午後 13時 44分 再開 午後 13時 29分</p>
議 長	<p>はい、では、休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第66号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第66号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 1ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、3条申請の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2ページから5ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第66号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>議案第66号について異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>議案第66号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第67号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。</p>

	<p>なお、本議案は、8番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員に関係する事案が含まれますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議・採決いたします。</p> <p>最初に、利用権設定等関係、整理番号3から12について審議・採決を行います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから、議案第67号「農用地利用集積計画の意見決定について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 6ページをお開き下さい。（議案書を読み上げ）</p> <p>次のページをお開き下さい。整理番号3から12について説明いたします。利用権の設定等を受ける者、借受人が3名、利用権の設定等をする者、貸付人が3名です。</p> <p>設定筆数は12筆、合計面積 8,470㎡。すべて使用貸借となっています。</p> <p>（議案書に基づき、整理番号3から12の申請内容を説明）</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、議案第67号 利用権設定等関係の整理番号3から12についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>（質疑なしの声あり）</p>
事務局	<p>すみません。事務局から少し訂正を行います。</p> <p>先ほどですね、説明のところで、「借受人が3名、貸付人3名」と説明したんですけれども、番号3から12については、「借受人が2名。」〇〇〇さん、〇〇〇さんの2名ですね。「貸付が3名。」3番から12については3名ですね。訂正をいたします。</p> <p>はい。以上です。</p>
議長	<p>説明がございましたが、異議はございませんか。</p>
	<p>（異議なしの声あり）</p>

議 長	<p>議案第67号「農用地利用集積関係の意見決定について」の利用権設定等関係、整理番号3から12については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして整理番号1から2に、審議、採決を行います。この事案は8番 與那嶺委員に関する事案となりますので、與那嶺委員は退席をお願いいたします。</p> <p>(與那嶺委員 退席)</p> <p>與那嶺委員が退席されましたので、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから利用権設定等関係の、整理番号1・2について説明いたします。</p> <p>お手元の資料 7ページをご覧ください。</p> <p>(議案書に基づき、整理番号1、2番の申請内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>議案第67号の利用権設定等関係、整理番号1から2についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見ございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、異議なしと認め原案通り可決決定いたします。</p> <p>審議が終了しましたので、與那嶺委員に対する議事参与の制限を解除いたします。</p> <p>(與那嶺委員 着席)</p> <p>続きまして、議案第68号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、私のほうから議案第68号「非農地証明願いについて」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 9ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、議案第68号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
事務局	<p>すみません。あの一事務局から…</p>
議長	<p>はい。どうぞ。</p>
事務局	<p>ちょっと、説明をもう少し、補足説明を入れます。</p> <p>※非農地証明願いについて、申請内容及び航空写真等の資料を確認しながら、個別の補足説明をする。</p>
議長	<p>何か質問ありますか。</p>
委員	<p>2番、2番に関してはちょっと。現況として、「非農地」にはおかしい案件。2番を除けば、あの…異議はないが。2番に関しては今回「否決」してほしいと思います。</p>
議長	<p>では、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第68号について審議の結果、番号2については否決とし、それ以外については可決としてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なし。とのことでありますので、議案第68号「非農地証明願い</p>

	<p>について」は、番号 1 から 6 番のうち、2 番 以外は可決といたします。</p> <p>続きますして、議案第 6 9 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第 6 9 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 10 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、4 条申請の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>議案第 6 9 号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>議案第 6 9 号について、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	<p>議案第 6 9 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きますして、議案第 7 0 号「農地転用事業計画変更承認申請について」は、議案第 7 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 4 から 5 が同じ案件となっていますので、議案第 7 0 号及び議案第 7 1 号については、一括して説明してもらいます。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第 7 0 号「農地転用事業計画変更承認申請について」、議案第 7 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>(※ 議案第 7 0 号を読み上げした後、議案第 7 1 号を読み上げ)</p>

	<p>説明は、資料の12ページにて行います。</p> <p>最初に、事業計画変更承認申請と同じ案件の、番号4・5から説明いたします。</p> <p>(番号4、番号5の計画変更及び5条申請の内容について説明)</p> <p>(続いて、番号1から番号3について、計画変更及び5条申請の内容について説明。</p> <p>番号2については、違反転用状態のため、今回、正式な手続きを行い違反転用状態を改善するための追認となることを説明。)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました、議案第70号、議案第71号についてご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありましたが、議案第70号、議案第71号について意見・ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	<p>太陽光の話は…これはそのまま…</p>
委員	<p>「却下」でしょ</p>
議長	<p>はい、〇〇〇(委員)さん。</p>
委員	<p>太陽光については、一部が、家が建っていて、それを壊してという話についての、確認する書類がない、ということで、書類不備ということで。…また事業計画変更の理由も、「宅地から困難となったため」ということへのもうちょっと具体的な理由を…。今月ではなく書類を整理した後で、来月の案件とすべきということで「否決」でどうかと思います。</p>
議長	<p>それでよろしいですか。</p>
	<p>(はい。の声あり)</p>

議 長	<p>では、いいですか。</p> <p>別に何かないですか</p>
事 務 局	<p>すみません。〇〇〇のところは、あの一先月「非農地」の案件が出たところで、「否決」したところです。</p>
議 長	<p>はい。</p> <p>それでは、審議の結果、議案70号の1、議案第71号の番号4については「否決」とし、それ以外については「可決」としてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なし。とのことでありますので、議案第70号「農地転用事業計画変更承認申請について」の番号1、議案第71号「農地法第5条の規定による許可申請について」の番号4については「否決」とし、それ以外については可決決定いたします。</p>

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は平成30年3月27日(火)を予定しています。これにて平成29年度第11回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 16時 58分
	会長 米須 清和 印
	議事録署名委員
	印
	印